

法律第百九号（平一七・一一・七）

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律  
（国会法の一部改正）

第一条 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「給料額より少くない」を「給与額（地域手当等の手当を除く。）より少くない」に改める。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 各議院の議長は二百十八万二千円を、副議長は百五十九万三千円を、議員は百三十万千円を、それぞれ歳費月額として受ける。

附則に次の一項を加える。

平成十七年十二月に支給する期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第五条の規定の例による。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条中国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則に一項を加える改正規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）の施行の日から施行する。

（総務・内閣総理大臣署名）